

新潟県中越沖地震により被害を受けられた皆さまへ

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社ではこのたびの地震により、災害救助法が適用された地域のご契約者様のご契約につきまして、次の通りのお取扱いを開始させていただいております。

地震による免責条項の不適用について

災害関係の給付金等につきまして、約款に定める「地震による免責条項」を適用せず、通常のお支払いをさせていただきます。

災害救助法適用地域の特別取扱いについて

1. 保険料のお払込猶予期間の延長について

このたびの被害により保険料のお払込みが一時的に困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を延長(最長6ヶ月)させていただきます。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

お申し出により、ご請求に必要な書類を一部省略させていただくこと等により、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

災害救助法の適用状況(厚生労働省発表)

1. 法適用日

2007年7月16日(月)

2. 災害救助法適用市町村

【新潟県】

- ・長岡市
- ・柏崎市
- ・小千谷市
- ・上越市
- ・三島郡出雲崎町
- ・刈羽郡刈羽村

お客さまからのお問合せ窓口

AIGエジソン生命 カスタマーサービスセンター

フリーコール: 0120-981-088

受付時間: 午前 9:00-午後 6:00

(土日・祝日を除く)